

特 記 仕 様 書

本工事は、小千谷市「週休２日適用工事」（令和７年１０月）の対象工事である。

受注者は、受注後速やかに「週休２日適用工事」（令和７年１０月）の「通期」もしくは「月単位」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により実施する場合は、『小千谷市「週休２日適用工事」（令和７年１０月）実施要領』に基づき行うものとする。